

令和 2 年度自動車関係諸税の簡素化，負担軽減を求める意見書

上記の議案を別紙のとおり，会議規則第 13 条第 2 項の規定により提出します。

令和元年 12 月 20 日

鈴鹿市議会議長
森 喜代造 様

提出者
総務委員会
委員長 宮木 健

(提案理由)

国に対し，令和 2 年度自動車関係諸税の簡素化，負担軽減を要請するため。

令和２年度自動車関係諸税の簡素化，負担軽減を求める意見書

私たちの生活必需品である自動車に関わる税については本年度、取得税は廃止されたものの、保有・走行の各段階においては引き続き、複雑且つ過重な税負担が課せられており、一般財源化により課税根拠が喪失した税の存続や二重課税といった様々な課題が依然として残されている。また、国際的な比較からもユーザー負担の軽減が十分でない上、平成３１年度税制改正では、新車と既販車で税額が変わる等、税体系の複雑さを増す結果となっている。

自動車を保有し移動せざるを得ない地方ほど世帯あたりの自動車関係諸税の負担が過重である現状において、日常生活の重要な交通手段である自動車税制の簡素化，負担軽減は、地方経済の活性化に貢献が期待されるとともに、公共交通機関の廃止や加齢による運転困難に対して、最新技術が搭載された自動車買い易い社会をつくることは、超少子高齢社会の日本において大変重要なことであると考えられる。

以上のような理由から、下記のとおり要請する。

記

- 1 車体課税を抜本的に見直し、簡素化・負担の軽減を図る
 - (１) 自動車重量税の「当分の間として措置される税率」を廃止する
 - (２) 自動車税・軽自動車税（環境性能割含む）の負担軽減措置を講ずる
- 2 燃料課税を抜本的に見直し、簡素化・負担の軽減を図る
 - (１) 燃料課税の「当分の間として措置される税率」を廃止する
 - (２) 複雑な燃料課税の簡素化
 - (３) タックス・オン・タックスの解消
- 3 自動車使用に係るユーザー負担の軽減を図る
 - (１) 自動車保険（任意保険）の所得控除対象化
 - (２) 高速道路料金の引き下げ

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

令和元年１２月２０日

鈴鹿市議会議長 森 喜代造